

岩沼市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例及び岩沼市営住宅条例の一部を改正する条例

(岩沼市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 岩沼市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（昭和54年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

(岩沼市営住宅条例の一部改正)

第2条 岩沼市営住宅条例（平成9年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第5号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。